

# 平成 28 年度第 1 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 28 年 8 月 30 日（火）午後 2 時開会

2 場 所 長野県西庁舎 303 号会議室

## 3 出席者

【委員】 倉崎委員、小林委員、関委員、辻井委員、吉田委員、井原委員、井澤委員

【事務局（特定行政庁）】

岩田建築技監兼建築住宅課長、塚本課長補佐兼指導審査係長、阿部技師、堀内技師

## 4 審議内容

### (1) 同意案件に関する審議（議案第 1 号）

第一種中高層住居専用地域における工場（学校給食共同調理場）の増築及び用途変更について

ア 概 要 法第 48 条第 3 項ただし書きの許可

（建築基準法第 48 条第 3 項ただし書の許可の説明）

第 48 条 第一種中高層住居専用地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	伊那市の景観条例で、敷地の緑化に関する規定があったと思いますが、今回の計画では基準に適合していますか。
特定行政庁	今回の工事部分において、新たな緑化等は特段ありませんが、学校の敷地全体では緑地が十分に確保されているため、基準に適合しております。
委 員	ペレットボイラーを設置する計画のようですが、ペレットの搬入経路、搬入頻度について教えてください。
特定行政庁	搬入は敷地の西側部分から行います。2 週間に 1 回ほどトラック 1 台分搬入すると聞いております。
委 員	敷地の西側に保育園があり、計画敷地の周辺が園児の散歩コースになっていると思われます。保育園児や生徒への安全対策はどのように考えているのでしょうか。
特定行政庁	食材等の搬入の時間帯と中学生の登校の時間帯は重なる可能性があります。中学生は西側の通路は通らないことから、搬入車両と生徒が接触するようなことはないと考えております。また、保育園児への配慮ですが、申請者からは、搬入業者に対して、安全運行に配慮するよう指導徹底するとの説明を受けております。

委員	トイレ利用時の消毒方法等はどのようになっているのでしょうか。せっかく新しく建てるのであれば、最近の基準に適合した構造にしていきたいです。また、従業員の数と比較してトイレの数が少ないような気がするのですが大丈夫でしょうか。
特定行政庁	トイレについては保健所の指導により、手洗いの場所や、作業着の脱衣場所等、必要な衛生対策をとっております。
委員	カート室前室の横に着替え室がありますが、どのような使い方をするのでしょうか。
特定行政庁	運転手専用の着替え室になります。
委員	小学校の調理場と統合とのことですが、小学校の調理場はどうなるのでしょうか。スタッフの方は、こちらに移ってくるのでしょうか。
特定行政庁	小学校の調理場スペースがどうなるかは確認しておりませんが、スタッフについては、統合により合理化を図ることですので、全員が中学校に移ることにはならないと思われまます。
委員	中学生の給食と小学生の給食を同じ調理場で調理することになるわけですが、中学生用と小学生用で調理内容は違うのでしょうか。
特定行政庁	原則として同一の献立で調理を行いますが、小学生と中学生では摂取栄養価が異なるため、ご飯の量、おかずの量で調整します。
議長	議案第1号については、同意することに決定します。

## (2) 同意案件に関する審議（議案第2号）

### 湖上の島に建つ公衆便所の新築について

#### ア 概要 法第43条第1項ただし書きの許可

（建築基準法第43条第1項ただし書の許可の説明）

第43条 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

#### イ 審議の結果 同意

#### ウ 審議の概要

委員	申請建物は1年通して利用されるのですか。
特定行政庁	1月～3月までの冬季期間中は閉鎖します。
委員	建築工事はいつになるのでしょうか。冬季の閉鎖中に行うのでしょうか。

特定行政庁	雪が降る前、10月中には着工したいと聞いております。
委員	工事中のトイレの利用はどうするのですか。
特定行政庁	遊覧船の中のトイレが利用できます。
委員	浄化槽について、14人槽となっていますが、人槽算定はどのように行っていますか。
特定行政庁	JISによる通常の算定式によると $16 \times \text{総便器数}(5) = 80$ 人槽となりますが、施設利用者の実態を考慮すると過大となってしまいますので、BOD 負荷量及び汚水量の実状に応じた算定方法を用いて算出しています。
委員	そのような算定方法で許可になるということですね。
特定行政庁	問題ありません。
委員	浄化槽の放流水の水質について計測は行うのですか。
特定行政庁	浄化槽法に基づく検査等で計測を行います。冬季閉鎖中の期間においては機能に支障がないように、ブロワーを動かすことで問題ないと聞いています。
委員	昭和54年に新築し、平成4年に増築と短い期間で増築しているようですが、何か理由はありますか。
特定行政庁	便器の数が足らなかったため増築したと思われれます。便器を2つ追加しています。
委員	立面図を見ると開口部について、上げ下げ窓となっていますが、結露して凍結した際などを考えると、検討した方がよいのではないのでしょうか。
特定行政庁	結露の問題については、申請者に伝えます。
委員	冷暖房設備は完備されていますか。また暖房便座の設置の有無について教えてください。
特定行政庁	冷暖房設備の設置はありませんが、暖房便座は設置します。
委員	琵琶島の中にある売店は信濃町の施設ですか、民間の施設ですか。
特定行政庁	民間の施設です。
委員	トイレの管理、清掃は誰が行うのですか。また、冬季閉鎖期間前の時期に凍結した場合はどうするのですか。
特定行政庁	トイレの管理については、売店の方が行うと思われれます。清掃については信濃町で行います。凍結した場合は売店の方から信濃町に連絡してもらうことになると思います。
委員	歴史のある土地ですが、埋蔵文化財包蔵地になっていませんか。
特定行政庁	信濃町の事業であり、文化財等の権限のある、教育委員会に権限があるため問題はないと認識しております。

議 長	議案第 2 号については、同意することに決定します。
-----	----------------------------

(3) 包括同意案件に関する審議（議案第 3 号）

建築基準法第 43 条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概 要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

(建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明)  
第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし